

高知県名誉県民顕彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学術、芸術、文化、スポーツ等の分野において長年にわたって輝かしい活躍を続け、県民の誇りとふるさと意識を高め、県民に夢と希望、勇気、感動のすべてを与えたものに対して、県民の栄誉と喜びとしてたたえることを目的とする。

（顕彰の対象）

第2条 顕彰は、県の発展、学術文化の振興等に功績があり、県民が郷土の誇りとして深く敬うものであって、知事が前条の目的に照らして適当であると認めたものについて行う。

（顕彰）

第3条 顕彰は、表彰状及び副賞とする。

（顕彰の時期）

第4条 顕彰は、随時行う。

（公表）

第5条 顕彰を受けたものの氏名又は名称及びその事績は、高知県公報、高知県ホームページを活用するほか、広く報道機関に情報を提供して公表する。

（顕彰の手続き）

第6条 推薦者は、顕彰の対象となる分野を所管する県の部局長等とする。

（被顕彰者の選考）

第7条 知事は、顕彰者の選考に当たり、必要に応じて、有識者の意見を聴くことができるものとする。

（要綱の施行）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。